

令和 6年11月27日

住所又は 所在地	(〒731-5135) 広島市佐伯区海老園1丁目4番43号
氏名又は 法人名	株式会社 21 代表取締役 田川 亮殿

廿日市税務署長
財務事務官



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
印紙税 (申告納 付以外)	自令和 3年10月 1日 至令和 4年 3月31日分 自令和 4年 4月 1日 至令和 5年 3月31日分 自令和 5年 4月 1日 至令和 6年 3月31日分 自令和 6年 4月 1日 至令和 6年 9月30日分	自令和 3年10月 1日 至令和 6年 9月30日分
	以下余白	
備 考		